

## 第 2 期京丹後市障害福祉計画の概要

### 1 趣旨について

障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定により策定するものです。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう、数値目標やサービス見込み量を定め、障害福祉サービス提供基盤の整備・充実にめざすものです。

### 2 計画の性格

国が示した基本指針に沿って、第 1 期計画の数値目標及びサービス見込み量の見直しを行うものです。

定める（見直す）こととされている事項は次のとおりです。

- ・平成 23 年度の入所施設の入所者の地域生活への移行人数
- ・平成 23 年度の入院中の精神障害者の地域生活への移行人数
- ・平成 23 年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- ・平成 23 年度までの各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・障害福祉サービス見込み量確保のための方策
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項

### 3 計画の期間

第 2 期障害福祉計画は、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間とします。

現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成 23 年度末までの目標値を設定します。

### 5 施行期日について

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。